

## チカモリ遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 国指定史跡「チカモリ遺跡」の歴史上及び学術上の価値を守り、文化財を次世代へ継承することを目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2の規定に基づく史跡名勝天然記念物保存活用計画を策定するため、チカモリ遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、文化財保護法第129条の2第2項第2号に規定する史跡の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容に関する事項として次に掲げるものについて助言又は技術的な指導を行う。

- (1) 保存の現状及び課題
- (2) 活用の現状及び課題
- (3) 整備（保存のための復旧及び公開活用のための施設整備を含む。）の現状及び課題
- (4) 運営及び体制の整備の現状及び課題
- (5) 保存（保存のための管理を含む。）の方向性及び方法
- (6) 活用の方向性及び方法
- (7) 整備の方向性及び方法
- (8) 運営及び体制の整備の方向性及び方法
- (9) 現状変更等に関する事項

### (組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、文化財、遺跡、考古、地域環境及び景観に関する有識者並びに西南部校下町会連合会に所属する地域の代表者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年12月26日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備局緑と花の課及び文化スポーツ局文化財保護課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日限り、その効力を失う。